吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める書面）

2026年10月29日

富士電機株式会社

2026年10月29日

川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤　通宏

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2026年8月27日開催の取締役会において、2027年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、富士電機フィアス株式会社（以下「FIA」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決議し、2026年8月27日付で両社の間で本吸収合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

１．吸収合併契約の内容

2026年8月27日付で当社とFIAの間で締結した合併契約の内容は、別紙1の通りです。

２．金銭等の割当てに関する事項についての定めの相当性に関する事項

吸収合併存続会社である当社は、吸収合併消滅会社であるFIAの発行済株式全部を所有しているため、本吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付はありません。

３．新株予約権等の割当てに関する事項についての定めの相当性に関する事項

該当する事項はありません。

４．吸収合併消滅会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

FIAの最終事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

５．吸収合併存続会社に関する事項

（1）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

（2）最終事業年度がないときは、吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表

該当する事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社およびFIAの資産および負債の状況に照らすと、本吸収合併効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現時点で予測されておりません。

したがって、本吸収合併後の当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

（別紙 1）

合併契約書



合併契約書

富士電機株式会社（以下「甲」という）と富士電機フィアス株式会社（以下「乙」という）とは、甲と乙の合併について、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という）する。

第２条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に定めるとおりである。

①　甲：　吸収合併存続会社
　　商号：　富士電機株式会社
　　住所：　神奈川県川崎市川崎区田辺新田１番１号

②　乙：　吸収合併消滅会社
　　商号：　富士電機フィアス株式会社
　　住所：　東京都品川区大崎一丁目１１番２号

第３条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式および金銭を含む）の交付を行わないものとする。

第４条（甲の資本金および準備金の額）

甲は、本合併により資本金および準備金の額を増加させないものとする。

第５条（合併承認）

本合併は、甲については会社法第７９６条第２項に定める簡易合併の規定により、乙については同法第７８４条第１項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第６条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、２０２７年４月１日とする。ただし、手続上の事由その他必要があるときは、甲乙協議し合議の上、これを変更することができる。

第７条（会社財産の引継ぎ）

乙は、２０２７年３月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継するものとする。

第８条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとする。

第９条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理を行い、乙から甲に承継する資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを実行する。

第１０条（変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に著しい変動を生じたときは、協議し合意の上、本契約を変更または解除することができる。

第１１条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合には、その効力を失う。

(1)　効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な手続が行われなかった場合
(2)　効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な関係官庁当の承認等が得られなかった場合
(3)　前条の規定に従い本契約が解除された場合

第１２条（専属的合意管轄）

本契約に関連する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１３条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき甲乙協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

２０２６年８月２７日

甲　神奈川県川崎市川崎区田辺新田１番１号
　　富士電機株式会社
　　代表取締役会長ＣＥＯ　北澤　通宏

乙　東京都品川区大崎一丁目１１番２号
　　富士電機フィアス株式会社
　　代表取締役社長　三本　雄司

（別紙２）

富士電機フィアス㈱の最終事業年度（2025 年４月１日～2026 年３月 31 日）に係る計算書類等

第31期［ 自　2025年4月 1日 ］
　　［ 至　2026年3月31日 ］

事　業　報　告

１．監査報告書

２．事業報告

３．事業報告の附属明細書

４．貸借対照表

５．損益計算書

６．株主資本等変動計算書

７．個別注記表

８．附属明細書

富士電機フィアス株式会社
取締役社長　三本　雄司

監　査　報　告　書

私、監査役は２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第３１期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及び内容

私、監査役は、取締役、経理部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている親会社等との取引（会社法施行規則第１１８条第５号イ及びロに掲げる事項）について、その内容を確認いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２６年５月２５日

富士電機フィアス株式会社

監査役　吉田弘治

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２５日

富士電機フィアス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤田建二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大島崇行

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、富士電機フィアス株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第３１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

事 業 報 告

（自 2025 年 4 月 1 日～至 2026 年 3 月 31 日）

1．会社の現況

（1）事業の経過および成果

富士電機株式会社は、2026 年度を最終年度とする 3 ヵ年中期経営計画「熱く、高く、そして優しく 2026」において「利益重視経営による更なる企業価値向上」を基本方針に掲げ、「収益力の強化」、「成長戦略の推進」並びに「経営基盤の強化」を推し進め、利益を伴った事業拡大と経営体質の更なる強化を目指しています。また、成長戦略の推進に向けて当期初にセグメント再編を実施し、「エネルギー」に設備工事分野を編入しシステム事業の強化、「インダストリー」に器具分野を編入し FA コンポーネントとのシナジー創出に取り組んでいます。

当期における市場環境は、米国の通商政策の影響等により世界経済の見通しの不透明感が継続したほか、投資資金の流入や需給の逼迫等により銀や銅等の原材料価格が高騰した一方で、脱炭素社会の実現に向けた GX 投資や、生成 AI・デジタル技術の活用拡大に伴うエネルギー需要の増大を背景として、電力、製造業及びデータセンター等における設備投資が堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社の業績は次の通りとなりました。

営業収益は、貸付金利子収入等の減少により、対前年 124 百万円減少の 1,727 百万円となりました。また営業費用は、支払利子等の減少により、対前年 97 百万円減少の 1,381 百万円となりました。

この結果、営業損益は、対前年 26 百万円減少の 346 百万円、経常損益は、対前年 26 百万円減少の 346 百万円、当期純損益は、対前年 21 百万円減少の 240 百万円となりました。

（2）部門別の概況

① ファクタリング部門

営業収益は対前年 58 百万円増の 239 百万円となり、営業損益は対前年 41 百万円増の 158 百万円となりました。

ファクタリング部門では、割引料収入が増加したことで増収増益となりました。

② 金融部門

営業収益は対前年 183 百万円減の 1,487 百万円となり、営業損益は対前年 67 百万円減の 187 百万円となりました。

金融部門では、貸付金利子収入が減少したことで減収減益となりました。

（3）資金調達の状況

当年度末の調達残高は対前年度末 76 億円増の 974 億円となりました。増減の内訳は預り金が 76 億円増となっております。

<調達状況>　（単位：億円）

	当年度(2024 年度)		当年度(2025 年度)		増　減	
	期末残高	構成比	期末残高	構成比	期末残高	構成比
借入金	-	-	-	-	-	-
関係会社預り金	898	100%	974	100%	＋76	±0%
合　計	898	100%	974	100%	＋76	－

（4）対処すべき課題

当社は富士電機グループの金融機能を担っているという使命を鑑み、継続的に安定した金融

サービスを提供し、富士電機グループ全体資金の安定確保と効率化、さらに利益貢献に寄与すべく今後、以下の課題について取り組んでまいります。

① 資金管理機能の強化

グループ会社の資金ニーズを的確に把握し、海外ＣＭＳの拡充を図るとともに、効率的な資金調達を行うべく、資金計画の精度向上に努め資金管理機能の強化を図ります。

② 資金調達機能の確保

グループ会社の資金ニーズに応じる目的で、転リース、債権流動化などを通じ安定した資金調達機能の確保を図ります。

③ ファクタリング事業の廃止

資本効率が低く効率向上が期待できないことから、2026 年度末でのファクタリング事業の廃止を決定し、取引先への通知を行いました。今後も安定した金融サービスを提供すべく、代替手段としての『電子記録債権(でんさい)』への円滑な移行に取り組んでまいります。

④ リスク管理体制の構築

各種規程類の整備を行い管理体制の強化に努めるとともに、会社法および金融商品取引法に求められる内部統制に必要な体制の維持・強化に努めます。また、社内システムに関しましては、災害対策訓練を継続的に実施し、安定したオペレーションを行ってまいります。

⑤ 人材育成と教育

金融サービスの専門会社として最高のサービスをグループ会社へ提供すべく、各種制度と教育プランを考案し高い専門性と積極性を持った人材を育成し、経営資源の充実を図ってまいります。

（５）営業成績および財産状況の推移

区　分	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024 年度)	(2025 年度)
営業収益(百万円)	489	920	1,851	1,727
営業損益(百万円)	221	330	372	346
経常損益(百万円)	221	330	372	346
当期純損益(百万円)	154	228	262	240
１株当たり当期純損益(円)	77,249.16	114,400.22	130,948.24	120,213.84
総資産(百万円)	202,516	192,441	159,339	145,630

（６）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は富士電機株式会社で、同社は当社の株式を 2,001 株(出資比率 100%)保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

ⅰ）当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、他の一般的な取引と同様の条件を基本として、著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ⅱ）当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

上記の取引は、親会社から独立して意思決定を行っており、取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ⅲ）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

（7）主要な事業内容

事　業　名	当期営業収益構成比率
グループ会社融資	86.1%
ファクタリング	13.9%

（8）主要な営業所

本社：東京都品川区大崎一丁目１１番２号

（9）従業員の状況（2026 年 3 月末現在）

従業員数	対前期末比増減
7 名	±0 名

2．株式の状況

（1）発行可能株式総数　　8,000 株

（2）発行済株式の総数　　2,001 株

（3）株主数　　1 名

株　主　名	持株数	議決権比率	当該株主への出資状況
富士電機㈱	2,001 株	100%	なし

3．会社役員の状況

取締役および監査役（2026 年 3 月末現在）

氏名	地位	担当、及び重要な兼職の状況
三本　雄司	取締役社長	富士電機㈱　経営企画本部　財務室　資金部長
髙橋　徹	取　締　役	富士電機㈱　経営企画本部　財務室　経理部長
佐藤　大輔	取　締　役	富士電機フィアス㈱　資金部長
吉田　弘治	監　査　役	富士電機㈱　経営企画本部　経営企画室

4．会計監査人の状況

会計監査人の名称：EY 新日本有限責任監査法人

5．会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　当社は次のコーポレート・ガバナンス体制により、経営の透明性、健全性の確保を図る。

ｉ）経営責任の明確化と、経営環境の変化への迅速な対応を図るため、取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。

②　当社の取締役は、使用人に対し、経営理念、および全役職員の行動規範である企業行動基準の精神を繰り返し説き、その徹底を図る。

③　社内規程に基づき、富士電機株式会社の法務部門と連携し、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。

ⅰ）遵法推進委員会の決定に基づき、当社を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。

ⅱ）規制法令毎に社内ルール、監視、監査、教育の各側面において、役割、責任を明確としたコンプライアンス・プログラムを策定し、遵法推進委員会に報告する。また、毎年度終了時において当年度の当該プログラムの実施状況および次年度の年間計画を同委員会に報告する。

ⅲ）全ての役員はコンプライアンス研修に参加する。

ⅳ）通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社の使用人から富士電機株式会社の社長への通報を容易にする内部者通報制度により、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。

ⅴ）上記体制の確立および推進により、当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。

（２）取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

社内規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、当社の監査役と事前に協議する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　社内規程に基づき、当社における適切なリスク管理体制を整備する。

②　大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため、緊急時対応のマニュアルに基づき、緊急事態の発生認知時における対応を行う。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

①　取締役会決議により取締役の業務執行担当を定めるとともに、取締役会規則、職務決裁権限規程により、当社の業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。

②　富士電機の経営計画と整合して、各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

（５）財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程に基づき、当社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役会に報告する。

（６）当社及び親会社における業務の適正を確保するための体制

①　業務執行に関する権限および責任を定めた社内規程に基づき、組織的かつ能率的な運営を図る。

②　上記のほか、当社は(1)から(5)に記載の富士電機共通のルール等を遵守する。

（７）監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役は、職務執行上、必要に応じて使用人に補助を求めることができ、当該使用人はその補助業務を取締役から独立して行う。

②　当該使用人が他の業務を兼務している場合は、当該補助業務を優先して行う。

（８）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るための社内規程を制定する。当該規程において、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会の確保、監査役に対する定期報告および重要書類の回付等、取締役の職務の執行にかかる情報収集を可能とする具体的手段を定める。

（9）上記（8）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、上記（8）の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとする。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　富士電機の会社法上の大会社である会社の監査役から構成される会議体に参画し、監査にかかる富士電機共通方針との共有化等を図る。

6．当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　富士電機コンプライアンス・プログラムに基づき、富士電機フィアス株式会社コンプライアンス・プログラム実施計画を毎年 4 月に策定し、その実施結果を半期ごとに総括している。

（2）取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
　取締役会議事録などの業務執行に関する情報は、法令及び社内規程に基づき保存及び管理している。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　富士電機リスク管理規程に基づき、当期において当社の経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクを抽出するとともに、当期における発生時の影響、発生頻度および対策を決定している。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
　当社の職務権限規程に基づき、担当業務を明確にして効率的に業務執行を行っている。

（5）財務報告の信頼性を確保するための体制
　富士電機の連結子会社として、当社の財務諸表等の適正な作成に向け、当社の内部管理体制の整備および有効機能を図るとともに、四半期毎に有効に機能している旨を経営者自身が確認している。
　また、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「富士電機の財務報告に係る内部統制運営規程」に従い、当社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を毎年 4 月の取締役会に報告している。

（6）当社ならびに親会社、子会社における業務の適正を確保するための体制
　富士電機関係会社管理規程および当社職務権限規程に基づき、当社の業務執行は組織的かつ能率的に運営されている。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役の求めに応じて補助業務を行う使用人は、当該補助業務を取締役の指揮命令から独立し、また、他の業務に優先して遂行している。

（８）取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

監査役は、取締役会に出席するほか、各取締役ならびに富士電機株式会社の当社所管部門および内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況等を調査等により、監査を実施している。

（９）上記（８）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知している。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行について生じた費用は、速やかに処理している。

(11) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社法上の大会社である他の富士電機の子会社の監査役から構成される会議体（富士電機グループ監査役協議会）ならびに監査役と会計監査人の連携を図り、監査の実効性を確保している。

以　上

事業報告の附属明細書

（自 2025 年 4 月 1 日～至 2026 年 3 月 31 日）

・その他事業の内容を補足する重要な事項はございません。

貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	140,273,936	**流動負債**	138,019,224
現金および預金	9,129,216	ファクタリング債務	31,418,883
ファクタリング債権	42,634,351	預り金	97,474,842
営業貸付金	78,690,221	未払金	12,683
前払費用	114,728	未払費用	234,048
未収入金	844,870	未払法人税等	18,273
仮払金	57	リース債務	8,860,492
リース投資資産	8,860,492		
固定資産	5,356,398	**固定負債**	5,333,117
無形固定資産	30,099	リース債務	5,314,985
ソフトウェア	30,099	退職給付引当金	18,132
		負債合計	143,352,342
投資その他の資産	5,326,298	**純資産の部**	
リース投資資産	5,314,985	**株主資本**	2,277,992
繰延税金資産	10,877	**資本金**	1,000,000
前払年金費用	434	**利益剰余金**	1,277,992
		利益準備金	250,000
		その他利益剰余金	1,027,992
		繰越利益剰余金	1,027,992
		純資産合計	2,277,992
資産合計	145,630,334	負債・純資産合計	145,630,334

損 益 計 算 書

自　2025年4月 1日

至　2026年3月31日

（単位:千円）

営業収益		1,727,397
営業原価		1,140,948
営業総利益		586,449
販売費及び一般管理費		240,428
営業利益		346,020
営業外収益		
雑収入	162	162
営業外費用		
雑支出	0	0
経常利益		346,182
税引前当期純利益		346,182
法人税、住民税及び事業税	105,033	
法人税等調整額	601	105,635
当期純利益		240,547

株主資本等変動計算書

自　2025年4月 1日

至　2026年3月31日

(単位:千円)

	株主資本				
		利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	1,000,000	250,000	1,049,472	1,299,472	2,299,472
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 262,027	△ 262,027	△ 262,027
当期純利益	－	－	240,547	240,547	240,547
事業年度中の変動額合計	－	－	△ 21,479	△ 21,479	△ 21,479
当期末残高	1,000,000	250,000	1,027,992	1,277,992	2,277,992

個別注記表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のｿﾌﾄｳｪｱは社内の利用可能期間(5年)に基づいています。

引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上しています。

事業年度末に発生する数理計算上の差異については、発生の翌期に一括償却による費用処理をしています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用処理しています。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。尚、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

為替予約取引については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建ファクタリング債権債務、営業貸付金・預り金、およびそれに係る未収・未払利息

（3）ヘッジ方針

当社は外貨建ファクタリング債権債務、営業貸付金・預り金、およびそれに係る未収・未払利息の一部について、為替変動によるリスクを回避するため、為替予約取引を利用しております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

収益および費用の計上基準

約束した財又はサービス の支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

＜貸借対照表に関する注記＞

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	59,492,238 千円
長期金銭債権	4,262,310 千円
短期金銭債務	1,822,595 千円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高

営業収益	142,579 千円
営業原価	3,544 千円
販売費及び一般管理費	22,534 千円

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産の発生の主な内容は、未払賞与および退職給付引当金損金不算入額であります。

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

リース契約により使用している固定資産として、OA機器の一部があります。

個別注記表

＜金融商品に関する注記＞
1．金融商品の状況に関する事項
当社は、富士電機㈱のグループ会社に対する資金の貸付、ファクタリング業務、およびこれらに付帯する業務を行っております。
一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。
ファクタリング債権および営業貸付金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。
リース取引については、グループ会社に対する転リース取引のみを実施しており、リース物件の貸し手とのリース契約と同様の条件でグループ会社に対して転リースしております。
一部の外貨建ファクタリング債権、営業貸付金・預り金、およびそれに係る未収・未払利息の為替リスクに対して為替予約を利用してキャッシュ・フローを固定化しております。尚、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2．金融商品の時価等に関する事項
2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1)リース投資資産	14,175,478	14,133,969	△ 41,509
(2)リース債務	(14,175,478)	(14,133,969)	△ 41,509
(3)デリバティブ取引	－	－	－

（※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。
（※2)「現金および預金」、「ファクタリング債権」、「営業貸付金」、「ファクタリング債務」および「預り金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)リース投資資産
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)リース債務
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3)デリバティブ取引
先物為替予約取引および商品スワップ取引の時価は、先物相場および取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち、為替予約の振当処理によるものは、それぞれヘッジ対象と一体として処理されているため、それらの時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて算定しております。

＜収益認識に関する注記＞
1．収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

個別注記表

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

発行済株式総数　　普通株式2,001株

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

	定時株主総会
決議日	2025年6月25日
配当金総額	262,027,444円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	130,948円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

	定時株主総会
決議日	2026年6月24日
配当金総額	240,547,899円
配当原資	利益剰余金
1株当たり配当額	120,213円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月25日

＜関連当事者との取引に関する注記＞

1. 親会社及び法人主要株主等

会社等の名称	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	属性	科目	期末残高(千円)
富士電機㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	46,728,050	親会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	18,286,894
		ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債務取引	4,818,725		ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債務	1,806,010
	資金の貸付	資金の貸付	14,941,735		営業貸付金	33,836,050
	製造設備のリース	転リース取引高	97,364		リース投資資産	11,497,671

2. 兄弟会社等

会社等の名称	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	属性	科目	期末残高(千円)
富士電機E&C㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	4,091,464	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	1,689,662
	資金の運用	余剰資金の受入れ	1,002,605		預り金	17,570,852
富士電機テクニカ㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	6,116,703	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	2,064,159
	資金の運用	余剰資金の受入れ	3,883,320		預り金	7,339,425
宝永電機㈱	資金の運用	余剰資金の受入れ	3,106,083	兄弟会社	預り金	5,717,096
北海道富士電機㈱	資金の運用	余剰資金の取崩し	566,597	兄弟会社	預り金	3,269,213
富士ｵﾌｨｽ&ﾗｲﾌｻｰﾋﾞｽ㈱	資金の運用	余剰資金の受入れ	461,601	兄弟会社	預り金	3,613,040
㈱秩父富士	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債務取引	9,233,835	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債務	2,250,249
富士アイティ㈱	資金の運用	余剰資金の受入れ	86,140	兄弟会社	預り金	3,051,245
富士電機ﾊﾟﾜｰｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀ㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	13,636,721	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	5,131,914
	資金の貸付	資金の貸付	2,175,925		営業貸付金	4,266,275
	製造設備のリース	転リース取引高	31,213		リース投資資産	1,740,028
発紘電機㈱	資金の運用	余剰資金の受入れ	895,487	兄弟会社	預り金	4,284,939
富士電機ITソリューション㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	21,050,519	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	4,003,645
	資金の運用	余剰資金の受入れ	661,481		預り金	24,274,101
富士電機FAサービス㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	4,125,200	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	1,729,695
	資金の運用	余剰資金の受入れ	538,773		預り金	4,053,668
富士電機機器制御㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	13,307,305	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	3,727,322
	資金の運用	余剰資金の取崩し	2,002,762		預り金	10,556,836
富士電機メーター㈱	ファクタリング	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ取引	6,431,921	兄弟会社	ﾌｧｸﾀﾘﾝｸﾞ債権	2,077,335
	資金の運用	余剰資金の取崩し	458,195		預り金	3,704,848
富士電機津軽セミコンダクタ㈱	資金の貸付	資金の回収	2,202,649	兄弟会社	営業貸付金	16,626,451
富士電機アメリカ社	資金の運用	余剰資金の取崩し	964,905	兄弟会社	預り金	2,712,421
富士タスコ社	資金の貸付	資金の貸付	0	兄弟会社	営業貸付金	2,400,000
マレーシア富士電機社	資金の貸付	資金の回収	12,686,334	兄弟会社	営業貸付金	16,015,059
	資金の貸付	利息の収入	1,040,698		未収利息	414,681
富士グリーンパワー㈱	資金の貸付	資金の回収	120,245	兄弟会社	営業貸付金	2,094,186

※1 議決権の数の被所有割合100%。
※2 いずれの会社も、議決権の数の所有割合はありません。
※3 貸付金利及び預り金利については、市場金利を考慮して合理的に決定しております。
※4 キャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、資金の融通は日々行われているため貸付金、及び預り金の取引金額は前事業年度末時点との差引き金額を表しております。

＜1株当たり情報に関する注記＞

1株当たり純資産額　　1,138,427円13銭
1株当たり当期純利益　　120,213円84銭

附属明細書

・固定資産の取得および処分並びに減価償却費の明細　(単位:千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
無形固定資産	ソフトウェア	40,224	−	−	10,125	30,099	20,525	50,625
	計	40,224	−	−	10,125	30,099	20,525	50,625

・引当金の明細　(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付引当金	20,312	7,759	9,940	18,132	

・販売費および一般管理費の明細　(単位:千円)

科目	金額	摘要
給料賃金	36,224	
退職給付費用	2,947	
賞与	16,256	
賃借料	7,285	
電算機費	69,834	
業務委託費	19,063	
租税公課	12,351	
その他	76,465	
合計	240,428	